

# 人口減少対策市町村支援事業委託業務 公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領

## 1 提出書類等

提出書類及び提出部数等は、次のとおりとする。

番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
1	企画提案書	A 4 縦、片面、20 枚以内	1 印刷物 正本 1 部 副本 6 部
2	実施スケジュール	A 4 縦、片面、3 枚以内	
3	経費見積書	A 4 縦、片面、2 枚以内	2 電子データ 一式
4	県が推進する施策に関する取組状況が確認できる以下の書類 ①高知県ワークライフバランス推進企業 「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」の写し ②こうち男性育休推進企業 特設サイト「高知のイマドキ夫婦はブンタン夫婦」の「こうち男性育休推進企業」紹介ページに掲載されている自社の情報をプリントアウトしたもの ( <a href="https://www.pref.kochi.lg.jp/buntanfuufu/company/">https://www.pref.kochi.lg.jp/buntanfuufu/company/</a> ) ③こうち SDGs 推進企業 「こうち SDGs 推進企業登録証」の写し		電子データ

## 2 提出方法

以下の（１）及び（２）の方法により提出すること。

- （１）持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）
- （２）電子メール（データは PDF 仕様）

## 3 提出期限

令和 8 年 3 月 26 日（木）12 時 00 分（必着）

## 4 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号 高知県総合企画部中山間地域対策課  
担当者：名執、埴田  
TEL：088-823-9739  
E-Mail：080601@ken.pref.kochi.lg.jp

## 5 受理の通知

提出書類が期限までに到着し、受付が完了したときは、提出者に対して、受理した旨を電子メール等で通知する。

## 6 企画提案のポイント

（１）業務に対する基本的な考え方

本委託業務の目的を達成するため、人口減少対策に係る本県の課題や施策を理解するとともに、本業務の背景や目的を踏まえ、具体的かつ体系的に提示すること。

## (2) 企画内容

### ①人口減少対策に取り組む市町村における状況整理

- ・地域の現状やこれまでの施策に関する整理、また、地域が抱える課題の深掘りや新たな視点からの掘り起こしについて、どのように実施していくのか、考え方やプロセス等を具体的に提示すること。
- ・地域の実情把握や市町村との関係構築に関する手法を明確に提示すること。

### ②専門アドバイザーの助言を踏まえた磨き上げ支援

磨き上げ支援に向けた実施方法や展開プロセス等を、展開イメージやフロー図等を用いて明確に提示すること。

※別途定める「人口減少対策市町村支援事業委託業務仕様書」(以下、「仕様書」という。))の別紙を参照すること

### ③専門アドバイザーの選定や勉強会の開催内容に関する独自視点

- ・人口減少対に関連する各分野において、保有するネットワーク等を生かして、想定される専門アドバイザーの人選を提示すること。
- ・勉強会の内容は、市町村が人口減少対策に取り組むにあたって、知識の習熟を図ることのできる効果的なものを提示すること。

### ④その他

- ・本業務の実施効果を高める独自の内容や手法に関する提案等

## (3) 業務実績及び業務執行能力等

①本委託業務を円滑に遂行するため、全体統括責任者を配置し、必要なスタッフ名を列挙するとともに、全体の配置人員、連携するパートナー企業等、実施体制を明確に提示すること

②事業の全体スケジュールが把握できる工程表を提示すること

## (4) 経費見積書

事業に必要な経費について、本業務の仕様書及び提案内容を実施するために必要なすべての経費を積算すること。

※派遣する専門アドバイザーや講師等の謝金は、5万円/1回として見積ること  
(オンライン開催の場合においても同様)

※アドバイザーや講師等の派遣に伴う移動に要する経費は、都市圏等から高知への往復航空運賃、宿泊費、県内移動費(公共交通、レンタカー等)等を見積もること  
なお、見積りが困難な場合は、213万円(税抜/県試算)を計上しても差し支えない

## 7 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 提案は、「仕様書」の内容に沿って記載すること。
- (2) 企画提案書は1事業者1提案までとし、受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 企画提案書の作成にあたっては、写真、イメージ図等を効果的に用い、視覚的に理解しやすい内容となるよう努めること。また、文字の大きさは、読みやすい大きさとすること(原則、10ポイント以上)。
- (4) 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (5) 提出期限までにすべての必要書類を提出できない場合は受け付けない。
- (6) 提出された企画提案書及び添付書類は返却しない。
- (7) 提出された企画提案書が次に該当するときは無効となる場合がある。
  - ①虚偽の内容が記載されているもの
  - ②企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの